

# 武器なき国防－ルール闘争 一九二三年－

三石 善吉\*

## National Defense without Weapons: The Ruhrkampf of 1923.

Zenkichi MITSUISHI \*

### Abstract

Ultimately the Ruhrkampf was a defeat, but the first four months of resistance against Franco-Belgian invaders fought well by the workers and people with the official support of the German government. We can learn from this case the way of how to succeed to fight foreign invaders off.

**Key words:** Cuno, Ruhrkampf, passiver Widerstand, sabotage, Stresemann

### はじめに

フランス・ベルギー〔以下仏/白〕軍は、ドイツの石炭と木材の引渡量の不足を「故意による」ヴェルサイユ条約〔第八編第二附属書の一七条(義務の不履行)と一八条(故意の不履行)]違反と断じて、一九二三年一月一日ルール地方を占領する。フランスの目的は、ドイツに巨額の賠償金を課して経済的に疲弊させ、かつ領土的にはルールを併合して「ルール・ローヌ」両重工業地帯の結合で、全欧に覇を唱えることである〔シュテルンシュタイン一三一、一三二頁〕。

クノー内閣は一月八日、政府主導の「受動的抵抗」を決定して仏/白占領体制を窮地に陥れるが、ルール占領に憤激するルール地方外からの「過激派」の流入によって、非暴力闘争は破壊活動を含む暴力的なものに変質して行く。対する仏/白側の苛烈を極める報

復弾圧で、労働者や一般市民の抵抗活動は沈滞化して行く。他方クノー内閣も経済の中心ルール地方を失い、抵抗を行うルール住民への巨額な経済支援が、マルクの下落を加速させ国家財政を破綻状況に追い込む。受動的抵抗の中止は一九二三年九月二六日、仏/白軍の撤退完了は二五年八月一七日<sup>1)</sup>である。

以下の叙述では政府主導の受動的抵抗のあり様を、前期・後期の二期に分けて述べ、占領軍に対する受動的抵抗の敗因を明らかにする。なお市民的抵抗の観点からするルール闘争の優れた専論は、Wolfgang Sternstein, 'The Ruhrkampf of 1923: Economic Problems of Civilian Defence',<sup>2)</sup>であり、以下〔〇〇頁〕と頁数だけで示す。

\* 筑波学院大学名誉教授、Tsukuba Gakuin University

## 1、仏 / 白軍のルール占領—政府主導の受動的抵抗政策の前期

### 1-1 受動的抵抗

ポワンカレ Raymond Poincaré 仏首相は、国内でも、首脳会議や賠償委員会でも、繰り返しルール地方の占領を口にするものの全く行動には出なかった。ドイツの一般国民もクノー Wilhelm Cuno 内閣も、労働組合、経営者連合、政党、国会も、ルール地方の人々さえも、皆その「脅迫」に慣れっこになってしまい、仏 / 白軍侵略に対する事前の準備も明確な戦術も全く無かった〔一三三頁〕。クノー内閣の戦略決定については、二年一〇ヵ月前、ゼネストで「カップー揆」を打倒して自信をつけた、労働組合の発言力が大きかった。すなわち、

仏 / 白の政府は、当面の利益ある成果を確保するための手段として、公務員、雇用者、労働者の支援を必要とする。もし公務員や労働者たちが、侵略者たちの占領と共にその職務を放棄してしまったら、またもし雇用者たちが、仏 / 白の委員会の要求を満たすことを拒否したら、その委員会や軍隊から、彼らの任務遂行の手段を奪ってしまうことが可能になるのではあるまいか〔一三四頁〕。

この戦略は、占領軍政の「権力の源泉（権威・人的物的資源・イデオロギー・技術・制裁）」を、政府主導のもと、多数の公務員・労働者・市民たちによる巨大な拒否行動で切断することを提案しており、非暴力抵抗運動の真髄を捉えた見事な戦略であり、極めて注目値する。以下では仏 / 白占領軍に対する受動的抵抗運動の展開を時系列的に追っていくことにしよう。

●一九二三年一月八日〔月〕、この日クノー内閣は、仏 / 白軍のルール侵攻が目前に迫っていることを知る。ドイツ軍の兵力からすれば、軍事的抵抗は最初から問題外であっ

た。ならば無条件的に降服するのか、あるいは破壊工作やテロによって暴力的に抵抗出来るのか。クノー首相は、海運会社〔HAPAG〕の元代表取締役らしく、組合と雇用者の代表と協議し、政府としてこの「受動的抵抗 passiver Widerstand<sup>3)</sup>」戦略を取ることに同意した〔一三三頁〕。

●一月九日、ルールの大企業ライン＝ウェストファーレン石炭シンジケート及びドイツ＝アンモニア企業連合は本部をエッセンからハンブルクに、ベンゾール企業連合は本部をベルリンに、移した。郵政当局はベルリンと繋がる秘密電話回線の設置に成功した〔一三四頁〕。

●一月一〇日、クノー内閣は、ルール地方の住民に対して次のような宣言文で呼びかけた。

皆さんはこの度の試練に、誠実に賢明に対処しなければなりません。私たちの正義・大義を損なう行動を取ってはなりません。怒りに我を忘れて、軽率で思慮なき行動を取るとは、結局は敵の目的に奉仕するだけです。そのような人は大きな過ちを犯したことになります。皆さん方住民の安全は、一人一人が、総ての人々が、最大限の自制心を発揮できるか否かに懸っているのです〔一三五頁〕。

この一〇日、エッセンでは、差し迫った仏 / 白軍の侵略に抵抗する決意を表明する、大掛かりな街頭デモが行われた〔一三四頁〕。

### 1-2 仏 / 白軍ルール占領 - 受動的抵抗の開始とその経過

●一月一日〔木〕、この日、仏 / 白の侵略軍がすでにルール地方への侵入を始めている状況を認識しつつ、様々な労働組合、商店の支配人たち、被雇用者たち、プロイセン自由州<sup>4)</sup>の公務員たちは、受動的抵抗の決意を表明した宣言文に署名した。侵略軍は、石炭シンジケート、鉄道行政当局、郵便局、その

他の公共機関の、空っぽになった建物を占拠した。エッセンは見捨てられた街のようであった。窓はすべてカーテンが引かれ、ほとんどの商店は閉店した。人々は侵略者たちを殊更に冷淡に迎えた。仏ノ白軍の最高司令官デグテ Jean Degoutte 将軍は、ルール地方<sup>5)</sup>の包囲完了を宣言した(一三五頁)。ルール占領を知ったドイツ国民の反応について、アイク『ワイマル共和国史』は、「ドイツ全国が憤怒の叫びをもって、ルール地方侵入に応えた。この時ほどドイツ全国の世論が一つにまとまったことは、一九一四年八月の開戦当時以後一度もなかった、と言っても誇張ではない」(II-二頁)と言う<sup>6)</sup>。

#### 〈資本家たちの抵抗〉

●一月一二日、仏ノ白占領軍の攻撃はまず、鉱山＝石炭業に向けられた。鉱山業主たちは、占領国への賠償として石炭とコークスの引渡義務が課せられていた。占領の翌日、一九二三年一月一二日、鉱山業主たちは召集を受けたが、石炭シンジケートの本部事務所は空っぽで記録文書類は皆無であり、また一日前の一月一〇日すでにクノー内閣は「仏ノ白への賠償支払いを全て停止する」と決定しており、さらに社主たちは、国家石炭長官による「現金の代わりであっても、占領国への燃料の引渡しを禁ずる」旨の電報を受け取っていたから、この会談は一月一五日、完全に決裂した。社主たちは、この日逮捕され、マインツの軍事法廷にかけられることになった(一三四～一三七頁)。

なおこの一月一二日、ドイツ全土にみながる憤怒の反仏感情に、真っ向から反対する党派があった。アドルフ・ヒトラーの「国家社会主義ドイツ労働党 NSDAP」である。ヒトラーはこの日、ミュンヘンの「ビュルガー・プロイケラー」において、支持者たちに向かって「我々が叫ばなければならないスローガンは『フランスを倒せ』ではない。それは『祖国の裏切り者を倒せ、一月の犯罪人を

倒せ』なのだ！」[ヒ首伝説である。アイクII-二頁]。

さてところでシュテルンシュタインによれば、「受動的抵抗は占領の最初の週の間(一日木曜から三日土曜)に始まったが、正確にいつ始まったのか、どのように始まったのか、言うことは困難である。抵抗は徐々に人々の間から起った」。労働組合と雇用者連合は、「炭鉱管理連合国委員会 MICUM<sup>7)</sup> や軍の代表者がドイツ当局や作業場に命令を出したら、どこでも彼らは受動的抵抗に遭遇するだろう」と述べた。これとは別に、仕事は出来るだけ平常どおりに行うことも、望まれた。フリートリヒ・グリム<sup>8)</sup> (Friedrich Grimm ミュンスター大学教授、一九二四年一月二四日マインツ軍事法廷でのドイツ側弁護士。専門は刑事訴訟)は書いている。

命令の拒否は受動的抵抗の武器である。さらに抗議・ストライキ・ボイコット・デモ行進が組織された。軍は、軍事的手段では対処できない抗議・反対・不平に対して、特に狂暴であった。占領軍は、受動的抵抗を軍事法廷・追放・広範な抑圧的手段で粉砕しようとした。

ルール地方では、最初から、占領への多くの公然たる反対行動があった。エッセンの市営劇場での「ウィルヘルム・テル (スイスの独立運動、シラー原作)」の上演は、国民的な抵抗意志の表明へと変化した。結局、占領軍が劇場を襲撃し観客を追い払った(以上一三五～一三六頁)。

#### 〈報道関係者の抵抗〉

最初、侵略者たちは、編集者や新聞経営者に単なる「警告」を出しただけだった。しかしすぐに一時的閉鎖が相次いだ。デュッセルドルフやデュイスブルクを含む全ルール地方で、新聞社に対して一九二三年一月から一九二五年七月までの間に、二〇一の禁止令が出された。被占領地域での七〇社弱の日刊新聞のうち五三社が合計で四六六一日間(一三〇年弱)禁止された。『ライン・ウェストファーレン新聞』は一〇回以上も禁止された。

編集者、発行者、印刷者は、長期にわたる投獄と重い罰金を科せられたり、被占領地区へと追放された。『デュッセルドルフ毎日新聞』と『ボーム報知』の発刊作業は、数か月間、フランス軍によって行われた。占領軍は、全般的な事前検閲制度を確立した。

報道関係者は、攻撃の暴力に負ける瀬戸際であったが、禁止された新聞社が別の名前で発行したり、まだ禁止されていないお隣の別の新聞名で出したりした。自発的な志願者たちが、新聞、ビラ、ニュースシートを配布すると言う危険な仕事を引き受けた。勇気ある抵抗の戦士たちは、占領軍の宣言文やポスターをはがして、そこに自分たちのものを張り付けた。そう言った一層積極的な抵抗形態は、極めて重い投獄期間の判決を受けた〔一四一頁〕。

#### 〈公務員たちの抵抗〉

●一九二三年一月一九日、クノー政府は、全プロイセン自由州・全県・全郡の地方政府の公務員に対して、占領当局の如何なる命令にも従うことを禁じ、合法ドイツ当局の発する指令にのみ従うべしとの通達を発し、公然たる抵抗を宣言した。公務員の中には、逮捕され、命令拒否の廉で裁判にかけられ、重い罰金と長期間にわたる投獄を受けた者がいた。ある者は数週間あるいは数か月間、何の告発もないまま拘留された。しかしほとんどの者がドイツの非占領地区に追放された。総てで一四万七千人余りのドイツ市民が、ルール地方だけで一月から一二月（含む）までの一か月間で、追放された。その内の家族を含めた四万六千余人が州の職員や高官であった。投獄・拘留・追放という手段で、人々の指導者たちを奪った。しかしその目論見は挫折した。他の者が追放された者の場所を受け継ぎ、闘争を続けたからである。ただし残念なことに、ごく少数の公務員が占領地域に戻ってきて、再度逮捕されて裁判にかけられた。そのような行為が、もう少し大規模に起こっ

たならば、かなり受動的抵抗運動を強化したに違いない〔一三七～一三八頁。アイクII一五頁〕。

#### 〈警官たちの抵抗 - 自警団による自衛〉

警官たちは外国の将校たちに敬礼することを拒否し、追放されてしまったので、ルール地方は全域、警察の保護が無くなってしまった。闘争の終わり〔一九二三年九月二六日中止令〕頃、反社会的分子、共産主義者、分離主義者のギャング〔暴力団員〕たちが、あらゆる都市でテロリズム〔暴力の行使〕を展開した。占領軍当局は、彼らを特に寛大に扱い、ことによると彼らは人々の士気を萎えさせて降服させてしまうかも知れないと望んで、密かに彼らを励ましたりした。ルールの地方当局は、市民の防衛軍団を組織し住民を守った。その団員たちは、占領下にあつてドイツ人はいかなる兵器の携帯も許されていなかったから、殆どが杖と棍棒で武装していた。多くの場合、自発による消防団が警察力の義務を果たしたが、大きな都市では特別な集団が組織された〔一三八頁〕。

●一九二三年一月二四日、鉦山業社主たちに対するマインツ軍事法廷が開かれた。全てのドイツ国民が、この裁判に最大限の関心を持った。この裁判の弁護を指揮したフリートリヒ・グリム<sup>1)</sup>は、その関心と熱狂ぶりを次のように書いている。

残酷な力に対する初めての「ノー」で、勝ったと言う気持ち、熱狂的な歓喜は、法廷からその町全体へと広がって行った。人々は、巨大な熱気、途方もない考えに動かされた。我々は、抵抗している！何千人もの人たちが、法廷の開かれている建物に集まった。…武器は不要だった。その時我々は、受動的抵抗を行うと言うことは一体何を意味するのか身をもって知った。それは正義のための闘いであった。

起訴された六人は、重い罰金を科せられた。彼らのエッセン市への帰還は、線路沿いや駅

舎に大勢の群衆が押し掛けて、勝利の行進へと変わった〔一三七頁〕。

●一九二三年一月二六日、仏/白占領軍当局は、ルール地方の石炭をドイツ国内の他の地域に送ることを禁じた〔大井一三六頁〕。ルールの石炭に依存していたドイツは、石炭を英国から輸入しなければならなくなった。またクノー政府がルール地方の住民を養うための費用は毎日四千万金マルクを要した。これがドイツの国家財政を急襲する〔有沢上二九七頁〕。

#### 〈自営業者たちの抵抗〉

●一月の末、小売店主、パブ（居酒屋）の主人、給仕たちが抵抗運動に参加した。ドイツ人の客たちは、パブに占領軍兵士たちが入ってくると、さっと出て行った。市電も、外国の兵士たちが乗ろうとすると、止まってしまった。小売店主も仏/白の兵士たちに売ることを拒否した。というのもルール地方はドイツから切り放されており、食料やその他の必需品が限られていたこと、また占領軍は、高給が支給されており、欲しいものは何でも買いまくったので、商店は兵士たちが休暇の時には店を閉めた。商工会議所・労働者の組織・商人の団体・同業組合〔ギルド〕・労働組合も、断固、この不売運動の組織化に力を入れた。これに対して占領当局は多くの商店を強制的に閉鎖させた。ポーfumでは罰として、占領当局は、町の中心に在る全ての商店、総てのパブを六週間閉鎖させた。しかしポーfumにおける抵抗運動は些かも減少することなく継続した。そこで占領当局は、ポーfumの商工会議所の本部を無差別的に破壊すると言う報復策をとった〔一三九～一四〇頁〕。占領軍当局者は、店の支配人などを余り逮捕したがいなかったのが、彼らは進んで公務員の身代わりになって逮捕され、公務員たちが大切な地方行政を継続できるようにした〔一四一頁〕。

●一月末までに、大戦の終了からずっと占領されていたラインラントは、一九二〇年三月

八日以来、仏軍に占領されているデュッセルドルフ・デュイスブルク・ルールオルトと共に、占領に反対する抵抗運動に加わった〔一三六頁〕。

●二月四日、クノー首相が被占領地区を視察した時、抵抗運動は一際盛り上がった〔一三六頁〕。

●二月一七日、ゲルゼンキルヘンにてフランス軍人の運転する車が通行令と警官の命令を無視して市街を疾走したので警官に射殺された。仏軍は激昂して警察と市庁を襲撃して、警官の武装解除を行い、市長・助役・警視らを拘留し、一億マルクの罰金を科した。これが拒絶されると、軍隊は市の会計課に押し入って八千八百万マルクを、ゲルゼンキルヘン駅で一千七百万マルクを、強奪した〔有沢上二八六頁〕。

#### 〈鉄道員たちの抵抗〉

占領の初めから、ドイツの鉄道員は石炭列車をフランスに運転する事を拒否した。彼らは水運業者の職員とも連携を取っていた。労働組合は、賃金闘争で受動的抵抗という武器にはお馴染みであったので、労働の中止において決定的な影響力を発揮した〔一三八頁〕。この非協力の結果占領軍当局は、全列車、全水運、全駅舎を占領すると脅迫し、引き船・大型商船を没収した〔一三八～一三九頁〕。

●三月になると、仏/白の占領軍は、占領地区の貨車運行をその監督下に置こうとした。ルール占領前までには、ルールとラインラント系統では、一七万人の労働者が働いていたのであるが、六月までにそのうち僅か四百人のドイツ人がこの業務に加わることを同意した。ドイツ人鉄道員は辞める時、名札、信号配置図、様々な機具を持ち去り、貨車や車両を破壊したり、列車を非占領地域に持って行ったりした。フランス人は機関車のエンジンをライン金属工場で徴発しようとしたが、労働者たちは、エンジンの重要な部分を取り外すなどの妨害工作を行った。鉄道員

たちは、重い鉄板で機関車を止めてしまったので、機関車は一台も手に入らなかった。フランス人は、鉄道施設の責任者を逮捕し、軍事法廷で重い刑と重い罰金を科した。鉄道の重要な結節点であるオーバーハウゼンの市長は、鉄道の配電を切断した廉で逮捕され、裁判にかけられて、被占領地区に追放された。しかしその市長を継いだ後継者たちは、次々と同じやり方で攻撃した。結局フランスの会社が後を継いで運行させようとするが、今度は、一般の市民たちにボイコットされた。ライン川の水運も完全に停止した〔一三九頁〕。

### 〈血のイースター土曜日とクルップ裁判〉

●三月三日〔イースター土曜日〕、エッセンのクルップ工場において、最悪の流血事件が起きた。仏軍が侵入して工場の車を没収しようとした。支配人の指図で労働者は持ち場を離れたが、デモを組んで反対の意思をきっぱりと表明した。工場委員が軍隊と交渉を始めたが、仏軍の一中尉がそのデモ隊めがけて、突如機関銃の掃射を命じたのである。一三人が射殺され、三〇余名が重傷を負った。クルップ工場の重役たち八人とクルップ社の当主グスタフ・クルップ・フォン・ボーレン＝ハルバッハ Gustav Krupp von Bohlen und Halbach は、軍に待伏され誘拐された〔一四四頁。有沢上二八六頁〕。

●一九二三年五月四日から八日まで、誘拐されたクルップ社の当主や重役たちは、エッセン郊外のウェルデン町で開かれた軍事法廷で「この事件に責任あり」との理由で、クルップ社長は一五年の懲役、八人の重役は一〇年から二〇年の懲役の判決を受けた。この非道な判決をエーベルト Friedrich Ebert 大統領は「人道を嘲笑する暴力行為」と強く非難した。ドイツの各新聞と議会は、激しい抗議の声を巻き起こした〔一四四頁。アイクⅡ一六～一七頁〕。

●五月七日から一〇日まで、クルップ裁判とほぼ並行して、石炭輸送を停めるべく同志の国粹主義者たちと図って鉄道をダイナマイト

で爆破したアルベルト・レオ・シュラゲター Albert Leo Schlageter の裁判が、デュッセルドルフの軍事法廷で行われた。シュラゲターは四月八日に逮捕され、鉄道破壊とスパイ容疑でこの一〇日死刑判決を受け、五月二六日に銃殺されたが、愛国者として称賛されることになる〔アイクⅡ二〇頁。一四四頁〕。

## 2、転換点としての一九二三年五月のクルップ裁判—受動的抵抗政策の後期

### 2-1 受動的抵抗精神の漸次的衰退、〈要因その1：クルップ裁判の衝撃〉

シュテルンシュタインは、ルール産業王国の象徴クルップ家の当主や同社の重役たちが拉致され「人道を嘲笑する暴力行為」に晒された時、およびレオ・シュラゲターの死刑判決が出た時、全ルール住民の衝撃を次のように述べている。

クルップ社の責任者たちとレオ・シュラゲターの裁判とが、受動的抵抗運動の転換点となった。…一九二三年一月一日から五月八日まで、抵抗運動は減少することなく継続していた。しかし・今や・徐々に、新たな状況にもう少し適応するムードに、かなりの妥協的気分にとつて代わりつつあった。この気分は以後、一九二三年九月二六日、受動的抵抗が終わるまで続いた〔一四四頁〕。

この受動的抵抗の転換点をもたらした直接的要因は、見られる通りルール地方の名望家＝クルップ社の当主らの拉致と非道を極める軍事法廷判決、そして鉄道破壊を敢行したレオ・シュラゲターへの死刑判決・処刑が、人々の無力感・絶望感を誘発したからである。仏/白占領軍当局は、ルール地方がゲマインシャフト的な「名望家支配」の社会構造であることを見抜き、故意に人々の「精神的支柱」である名望家、企業の重役・市長・地方政府の高官を逮捕し、軍事法廷にかけ、ことさら

に重刑を科したのである〔一三七～一三九頁〕。

### 〈要因その2：一九二三年五月マルク暴走開始、市民＝労働者を直撃〉

人々の抵抗精神を萎えさせた第二の要因、それは無慈悲に進行するインフレーションであった。人々は受動的闘争の前提である「生存」そのものを脅かされたのである。

ドイツのマルクは、一九一四～一九年の間、一ドル＝四・二マルクで安定していた。ウィルト Joseph Wirth 内閣は賠償支払に全力を尽くしたが、それはマルクの安定性を犠牲にせざるを得ず、一九二一年九月末には一ドルが一〇〇マルクに達した〔有沢上二四三頁〕。ウィルト内閣を引き継いだクノー内閣期、ルールの受動的抵抗への国費による経済支援は毎日巨額に上った。「政府発行の公債現在高は〔一九二三年〕一月末から三月末にかけて一兆マルクから六・六兆マルクに急増した。ライヒスバンク〔Deutscher Reichsbank ドイツ国立銀行〕の紙幣流通高も二兆マルクから五・五兆マルクに激増した」。これでは当然、物価の暴騰とマルク相場の信認喪失をもたらすが、ライヒスバンクの必死の買支えも、一九二三年四月一九日、ついに力尽きた。この日ライヒスバンクは支持政策を放棄せざるを得なくなったのである。「ライヒスバンクの介入も抵抗の一つだった。それが破れたとき、消極〔受動的〕抵抗の運命も予見された」〔有沢上二八九～二九〇頁〕。

以後は止めどのないマルクの暴騰である。一九二三年四月一九日ドル相場は一気に二万五千マルクに跳ね上がり、七月末には一〇〇万マルクを超えた〔有沢上二九二頁〕。クノー内閣は歳入の不足を補うべく「銀行券を印刷するが、とても足りない。しかもルール地方の諸都市は、準備金に裏打ちされていない紙幣を大量に印刷し始め、マルクの価値は底なしの落とし穴に落ち込んだ」〔一五二頁。アイクII 五四頁に「紙幣印刷機はフル回転」と〕。

インフレは「賃金・俸給生活者」を直撃し

た。四月から一〇月にかけて「生計費の狂乱的な暴騰」は、「文字通り生存を脅か」した。ストライキで賃上げを勝ち取った時には物価はもう数倍も騰貴していた〔有沢上二九四頁〕。こうしてクノー首相は、憎きポワンカレ首相と並んで「ドイツ労働運動の主要攻撃目標になってしまった：〈シュプレー川のクノーとルールのポワンカレを打ち倒せ〉。八月一二日クノー内閣は、受動的抵抗政策の失敗と絶え間ないストライキとで、議会におけるSPDの内閣不信任投票によって総辞職に追い込まれた」<sup>9)</sup>。

### 〈要因その3、積極的抵抗(破壊工作)の帰結：仏／白占領軍の苛烈を極める報復・徴発・略奪〉

この抵抗精神衰退の第三の理由を述べるには、すこし回り道をしなければならない。まず「受動的抵抗 passiver Widerstand」を「消極的抵抗」と理解してはいけない。ルール地方の「受動的抵抗」は、そもそもの初めから「積極的抵抗 aktiver Widerstand」であった。「例えば、公務員たちは仏側が使うだろう事務所の机などを撤去した。公務員たちは電灯と電信の線を切断した。大企業の経営者たちと労働者たちは、機関車・クレーン・石炭の備蓄を使えないようにした。鉄道員たちは降伏する際に、信号司令室にダメージを与えた。ライン＝ウェストファーレン発電所の労働者たちは、エッセンに在るMICUMの本部への送電を切断した。その結果、同発電所の支配人ブスマンは軍事法廷にかけられ罰金を科せられた。…そう言った事例は全て、極めて〈積極的〉な行動であろう」〔一四八頁〕。

こう言った「受動的〔邦訳は「消極的」〕抵抗がルール地民によって、固い決意と一致団結のもとに実行された。…しかし受動的抵抗に不満な分子が存在し、特に非占領地域に多かった。この種の分子が、積極的にサボタージュ〔破壊〕行為、仏軍哨兵に対する襲撃、橋梁爆破などの行為に乗り出した」〔アイクII

一九頁。有沢上二八七頁)。彼ら「非占領地区から入り込んで来た」若い将校、下士官、兵士、学生や労働者までも含んだ「破壊工作者たち saboteurs」は、一九二三年三月以降ミュンスターにある「第六軍管区司令部」の指揮下に置かれた「黒い[蘭の]国防軍<sup>10)</sup> Schwarze Reichswehr」と密接な関係をもっていた。「第六軍管区司令部」は暴力的破壊行動の指揮権を握って、破壊工作員たちにダイナマイトと資金と偽の身分証明書とを持たせた。破壊工作者たちは、「戦狼 Wehrwolf」「忠誠同盟 Treubund」「ヴァイキング Wiking」「ドイツ青年団 Jungdeutscher Orden」「オーベルラント義勇軍 Freikorps Oberland」と言った国粋団体や準軍事組織を作って緩やかな連携を保ち、鉄道や運河の水門を爆破したり、運河の解<sup>はしけ</sup>の底に穴を開けて船を沈めて、ライン＝ヘルネ運河をふさいだ。一九二三年三月一九日から八月末日まで、占領地域におけるフランス鉄道会社の列車や施設に対する一八〇回に及ぶ破壊工作があり、著名な破壊工作者にレオ・シュラゲターがいた〔一四八～一四九頁〕。

プロイセン州の内相のゼーフェリンク Carl Severing、労働組合、そして占領地区の一般住民(二、三の集団を除いて)は、外部からやって来た者たちによる、暴力的破壊工作を強く非難した。暴力的破壊工作は、これまでの受動的抵抗という道義的闘いで勝ち取ってきた、占領地区の統一性を混乱させることとなった〔一四九頁〕。破壊工作 sabotage という活動の結果として、ルールの一般住民は、恐るべき報復措置と苛烈な対抗手段とに耐えなければならなかった。何も知らない市民まで手荒く扱われ、怒り狂った兵士たちに射殺されたりした。占領軍当局は、市長とか上級の公務員を人質として逮捕し、無理やり〔人間の盾として〕フランス行きの列車に乗せた。破壊工作が行われたその場所にいた者は厳しく罰せられ、市長や一般人も逮捕されて、郡と都市は重い罰金を科せられた。占領軍は、何も知

らない、しかし高位の人物を人質として逮捕するのが常であって、彼らに高い身代金を懸けるのである。ウェンツケ Paul Wentzcke の "Ruhrkampf"〔ベルリン、一九三〇〕は、全部で一四一人のドイツ人が、パトロールや護衛兵による殴打・恣意的処刑・射殺で命を失っていると推定している。破壊工作はとりわけ厳しい結果をもたらした。一九二三年六月三〇日、破壊工作者たちは、ディウスブルク付近でライン川を跨ぐ、ホーホフェルト鉄橋を吹き飛ばした。列車中の一〇人の兵士が死亡し、四〇人が負傷した〔七人の犯人は死刑を宣告された〕。報復は多数の無関係な市民にまで及んだ。通行人は射殺され、逮捕され、乱暴され、あるいは殴られて死亡した。数週間、全占領地域のドイツと非占領地域との交信は遮断された〔一四九～一五〇頁。有沢上二八八頁。アイク II 二〇頁。〕。

シュテルンシュタインは、弁護士〔大学教授〕フリートリヒ・グリムを引用して「占領者たち」による、「大衆の生活へのあらゆる面での統制」を述べている〔一四五～一四六頁〕。即ち、間もなく、デグテ将軍とその属僚たち…によって出された規制の下で、禁止され罰せられない物は何もなくなった。すなわち経済規制では、石炭税、関税、木材・川船の徴用、ワイン-シャンパン-たばこ-ブランデーへの課税、石炭とその副産物・鉄製品・工業施設の没収、などを規定した。…そのほか益々多くの規制が出され、ついには一般民衆のあらゆる局面に影響する規制、すなわち労働組合や自発的な集团的活動〔の規制、以下同じ〕、報道関係、運輸関係、自動車、市電事業、鉄道、ドイツ法の効力、慣習法と刑法、反逆罪予防、占領地帯出入旅行、破壊工作、劇場と映画館、商品の売買と値段、運河の水門、郵便電報事業、人質・行政訴追、伝書鳩、爆発的な通貨金銭の両替、フランスフラン、ピラヤボ



スターでの宣伝、軍事訓練と新兵募集。そして最後に「受動的抵抗抑圧法」、この法は言論の自由に終止符を打ったもので、占領当局の命令と指示の正しさと正統性に明確な疑いを持つものであるなら、誰でも五年間の投獄であると威嚇する法である。デグテ将軍の出した指令は、驚くべき一七四件に達した。

闘争の後半段階では、人々はますます士気を失っていき、隣人や競争相手を、情報提供者だ、スパイだとして非難し始めた。「スーブ提供所」と仏/白軍への「協力」店は、頻繁に「ひいき」にされた。闘争の初期段階で、兵士と友達になった女性は、頭髪を刈りとられるという罰を受けたが、後半に至って、この社会的ボイコットは止んだ〔一四六頁〕。

見られる通り、全ルールの住民は一九二三年五月上旬までは、実に見事な非暴力の受動的抵抗を貫いてきたのであるが、「ルール地方の名望家」たちが相次いで逮捕され十数年と言う投獄の判決を受けて人々はその社会的精神的支柱を失い、かつ無慈悲に天文学的数字で昂進するハイパー・インフレーションに生存そのものの基盤を脅かされた。更に、外来の過激派の破壊工作に対する仏/白占領軍当局の苛烈を極める暴力的な報復的措置によって、即ちポワンカレ首相による、ドイツ側の「あらゆる抵抗に対して、良心的な不安を全く覚えずに、益々断固たる強制手段をもって応」ずる広範囲に及ぶ周到な報復措置によって〔アイクⅡ-五頁〕、また殊更に一般市民をも巻き添えにすることによって、人々の受動的抵抗精神を、その団結力を、奪ってしまったのである。

## 2-2 シュトレゼマンの登場と受動的抵抗の終焉 - 一九二三年九月二六日

さてこの受動的抵抗の終止符は、周知のようにクノー政権を継ぐ、首相兼外相グスタフ・シュトレゼマン Gustav Stresemann 政権に

よって打たれる。このシュトレゼマン内閣は、ドイツ人民党(DVP二名)・民主党(DDP二名)・中央党(ZP三名)・社会民主党(SPD四名(法相にラートブルフ、蔵相にヒルファディンク))からなり、「ワイマル大連合」と呼ばれる。シュトレゼマン首相にとって、外交問題の余裕はなく、受動的抵抗支援の一日四千万金マルクが財政を窮地に追い込み、ルール地方からは「抵抗力は終末にきた」と言う警告が次々と入り、かつドル相場は八月に四六二万マルク、九月には一億マルクに近づいた〔有沢上二九七頁。アイクⅡ五九頁。大井一三七頁〕。ルールの受動的抵抗の放棄は、勝利をポワンカレに与えることであり、かつ猛り狂う国民の大怒号、大罵声を浴びることを意味した。一九二三年九月二六日、シュトレゼマンは受動的抵抗の終結を宣言した。これによってシュトレゼマンは、洞察力と大きな勇気をもった「真のステーツマンたることを証明した」〔有沢上二九八頁。アイクⅡ六〇頁〕。しかし受動的抵抗中止の声明が出たとたん、「政府声明は攪乱や破壊を目指すあらゆる勢力にとって一つの烽火のように作用した」。到る所で右翼的勢力、国粋主義者、闇の国防軍部隊の反乱が続発した。シュトレゼマン首相はこのような反動の嵐の中で、もう一つの危機の要因、インフレーションの収束を図らなければならなかった。

## 3、受動的抵抗中止後の、ハイパー・インフレーション・賠償問題・ルール地方

受動的抵抗から離れるが、この三問題については是非略述しておかねばならない。

〈ハイパー・インフレーション、 Rentenマルクの奇跡〉：マルクは暴騰を続け、一九二三年八月半ばころに三百万から五百万マルク、八月末には一千万マルクになり、九月二七日、受動的抵抗中止の翌日には、一億四千二百万マルクに達した〔大井一四一頁〕。

シュトレゼマン内閣は、同年一〇月一五日に「レンテンバンク設立に関する命令」を発令し、この新通貨の「金価値は、ドイツ全国の土地によって保障される土地抵当債権に等しいもの」とされ、新通貨は「Rentenmark [Rente地代]」と呼ばれた[アイクⅡ六九頁]。「マルクの安定は、〔一九二三年〕十一月一五日、レンテン・マルクの発行によってなしとげられた。…従来の一兆マルクが一新マルクと交換された。これによってマルクの信用が安定したことは奇蹟と称され」た[林健太郎『ワイマル共和国』中公新書一九六三、一〇四頁。有沢上三四四～三四八頁]。  
**〈賠償問題〉**：一九二四年四月九日に示されたドーズ案 Dawes Plan は、総額は決めずに五年間の支払計画[有沢上三五八頁]を示した。この五年間の「相対的安定期」でドイツの経済は見事な復興を見せ、賠償金七六・七万金マルクを完済するが、貿易収支・経常収支は赤字で、ドイツの対外債務は全て外債を当てており些かも減少しなかった[有沢上四一〇頁]。ドーズ案の終了に続いて一九二九年六月七日にヤング案 Young Plan が成立し五九年間の賠償年賦が決定するが[有沢下四六〇頁]、米大統領フーヴァー H.C.Hoover のモラトリアム〔一九三一年六月二〇日独の賠償支払の一年間の猶予〕によって中断された。厳しく進行する世界大恐慌への対応として、一九三二年七月九日の「ローザンヌ協定」で、賠償金を当初〔一三二〇億GM(金マルク)中の支払済を引いて一〇〇億GM〕の四〇分の一、ヤング案〔三六〇億GM〕の一二分の一に相当する三〇億マルクに切り下げた[有斐閣『経済事典』一三一頁]。

**〈受動的抵抗中止後のルール地方〉**：受動的抵抗の中止とレンテンマルクの発行開始後も、政府は経済支援を続け一億金マルクを送金したりしたが、政府はルール地方の鉱工業・産業が「自己の裁量」で事態を收拾して行くことを望んだ[有沢上三三五頁]。こうして一九二三年一月二三日、ルールの全重工業

は「炭鉱管理連合委員会」〔有沢上三三六頁〕との「ミクム協定」を結んだ。鉱山業は、六か月以内に石炭税一千五百万ドルを支払う、出炭の三～四割を賠償のために一九二四年四月一五日までに給付する等、過酷な条件を突き付けられた。同様なミクム協定がルール地方の主産業〔化学製品、鉄鋼、皮革、繊維製品、木材、ぶどう酒等〕と締結され、それぞれ苛烈な納税の義務を負わされた。ライン＝ルールの労働者＝住民は、荒廃した環境・設備のもとで、この苛酷な負担を實に見事に耐え・耐え抜き、政府の賠償給付を代行し完遂し、「連合国」に「著しい収入」さえ齎したのである[有沢上三三七～三三八頁]。

## 4、ルール闘争の教訓

### 4-1、闘争失敗の原由

クノー政権は、仏ノ白のルール地方占領に抗議＝抵抗するに際し、まずストライキ、ゼネラルストライキ、怠業、街頭デモなどを主要武器とする、非暴力の「受動的抵抗」戦略を選び採った。こういった受動的抵抗戦術の諸手段は元来、労働者＝労働組合の合法的闘争手段である。この闘争手段を時の執権の合法政府が主導して用いて、侵略者を撃退しようとするのは、極めて稀な事態であるが、実はこのルール占領に先立つ「カップー揆 Kapputsch」、一九二〇年三月一三日から一七日までにおいて、パウエル Gustav Bauer 政権がこの戦略を用いて、クーデターを見事失敗に追い込んだ経験があった。

「カップー揆」は、実質五日間と言う短期間にストライキ、ゼネラルストライキなどで崩壊することになるが、この「ルール闘争」は、一九二三年一月一日から九月二六日までの九か月間、日数にして二五八日間に及び、「カップー揆」では表面に出てこなかった、様々な問題点が表面化するに至った。以下ではウォルフガング・シュテルンシュタインの

列挙する「ルール闘争」の失敗原由及び教訓〔①から⑭まで。番号は三石〕を紹介しつつ、我々の見解を交えながら、論を進めていくことにする。原文では、一五六頁から一六一頁に当たり、必要に応じて、〔〇〇頁〕のように頁数だけを示す。

シュテルンシュタインは、「ルール闘争は、異なった武器を用いる第一次世界大戦の継続」であって、この戦いで「生み出された憎悪、暴力的精神は、繰り返し両陣営に満ちあふれ」た〔一五六頁〕と指摘している。

①「ドイツ側が占領軍の兵士たちを説きふせ、占領軍の前線を分裂させることが出来なかったのは、一つにはこの憎悪であり、一つには非暴力精神の欠如であり、一つには、特にドイツ側の宣伝のまずさにあった。…ドイツ側は、一方では同じ人間としての兵士たちに向かっての友好と、他方では外国による不正義な支配の道具としての兵士たちに対する抵抗運動との二つの要素の、正しい使い分け（使い分けは非暴力抵抗運動を大変危険に陥れることがある）を発見することが出来なかった」。

シュテルンシュタインがこのように分析するのは、次のような「事実認識」があるからである。即ち、「兵士としてまた市民としてルールに行った何千ものフランス人が、ドイツのために祈りを捧げる〈ドイツ野郎の支持者 *avocats des boches*〉になった。初めて彼らは、ドイツを実際にあるがままに見た。彼らは、勤勉な人たちがつましい家に住み、戦争宣伝で信じこまされたものと全く違う人々に出会ったのである」〔一五四頁〕。フランスのごく普通の、ごく人間的な市民・兵士の姿がここにあり、友好の芽もここに根差そう。しかしながら兵器を取っての殺戮状況は、この友好を不可能にする。使い分けの難しい所であるが、おそらく非暴力闘争成功の秘訣も、一つはここに潜んでいるよう。

②第二の失敗の原因は、〈積極的闘争 *active*

*struggle*〉である。抵抗運動はもっと積極的にならなければならないと広く認識されたのであるが、この場合、非暴力行動の中からもっと積極的な行動形態を選び採る代わりに、外来者たちは破壊行動や暴力に訴えたが、それらの手段は、占領軍当局に遙かに厳しい報復措置を取る口実を与えただけで、抵抗運動の大義にプラスになるどころか、かえって遙かに有害であった〔これについては既述〕。

③準備と組織の欠如が、第三の闘争失敗の原因である。シュテルンシュタインは、フリートリヒ・グリムの伝えるテグテ將軍との私的な話し合いを引用している。將軍は言う、「二、三週間の時間で、受動的抵抗は終わったが、最初のうちは独特なものだった。あなたには、私の直面した困難さが分らないだろう。またあなた達に巡ってきた乗ずべき好機も解らないだろう。しかし今、全てが終わってしまったが、私が得た情報とは、人々は受動的抵抗にくたびれてしまったということである」。このテグテ將軍の心情の吐露は貴重である。將軍は、二、三週間というが〔ドイツ側では一月一日から五月八日までの四ヶ月間〕この間の見事な受動的抵抗で將軍は窮地に追い込まれたこと、ドイツ側は仏側の困難な状況を見抜けずこの好機を逃してしまったこと、人々は受動的抵抗にくたびれてしまったこと、が指摘されている。シュテルンシュタインは言う「もし非暴力行動の技術と方法とに詳しい、訓練された義勇軍があったなら、人々を建設的な任務・救済手段・非暴力直接手段を救済したり指導したりする、限りない好機を持ったことであろうに」と。要するに全体を鳥瞰する大戦略と事前の訓練の欠如である〔有沢上二八五頁は、受動的抵抗が「悲しいかな半端なもの」だったと〕。

④失敗の経済的原因。「物資の助けがない軍隊は、戦争を継続できない」。抵抗運動を弱体化させたのは、主としてインフレーションであった〔一五七頁。これについては既述〕。

#### 4-2、官僚制度の問題：ベルリン中央当局とルール現地との認識の落差。地方分権化の重要性。

⑤全体としてベルリンの当局は、抵抗運動を効果的に支援するのに失敗した。これは、決まりと規則に縛られている官僚構造と官僚組織の責任である。失敗例を挙げると、1) 占領軍当局への全公務員の非協力命令によって刑務所勤務者が職場を放棄した結果、抵抗運動の闘士〔政治犯〕は、恐るべき劣悪な状況に置かれ、「囚人」たちからの緊急の訴えがあつて初めて、特別な指令が出された。敵への協力は、非暴力抵抗の原則を犯さない限りなされるべきであろう〔一五八頁〕。2) 政府は、占領当局への石炭引き渡しを一般家庭にまで禁じていた。その結果、外国軍は暴力で石炭を奪ったり、テーブルや椅子を燃やしたりした。占領軍から生活必需品を奪うべきではなく、逆に必需品を素早く・進んで提供するのが良いということを示していると思われる。敵方が我が身は安全と感じたとすれば、まさに自分たちが間違っていると言うことを認めさせるきっかけになるかも知れない〔一五八頁〕。

⑥中央の関係組織は、過度に複雑な組織化のゆえに、非暴力的抵抗運動には適さない。また中産階級・商店主・旅館主・行商人・専門家たちは、ほとんど組織化されておらず、非暴力抵抗運動には適さない。地方公務員・商工会議所・労働組合・経営者団体・自発的専門家集団・鉄道郵政は、極めて見事に機能した。これはシュテルンシュタインの評定であるが、カップー揆ではベルリンの中央官僚組織は大きな組織力を発揮したが、ここルール闘争ではベルリンは現地の状況を把握しきれなかった。上記下線部の諸集団を取り込む、地域ごとの、事前の訓練をも含めた、「地方分権」体制が取られなければならない。

#### 4-3、市民的防衛の経済問題

工業化された国家の非暴力的防衛は、一つは被占領地域での経済的搾取をいかに妨げるか、一つは一般住民の食糧供給をいかに守るか、この二つの大問題に直面する。

⑦受動的抵抗だけでは、国家の経済的搾取を防ぐことが出来ないと言うことが、ルール闘争の教訓である。鉄道線路の上とかトラックの前での坐り込みは、石炭や工業製品の移動を妨げることは出来るだろうが、直ちに占領軍によって「掃除」されるだけであろう。こうして非暴力抵抗者たちはますます自分たちを悪い状況に追い込んでおり、この状況に長期間は耐えきれないであろう。

ここでシュテルンシュタインが挙げている、物理的介入の手段ではなくて、業務停滞と言った社会的介入、非協力の下に仕事を続行する政治的介入、不承不承緩慢に従うなどの政治的非協力の方法を取ったらどうであろうか。占領軍の直接的弾圧を回避する闘い方を選び採ることである。なお、個々人や一家の数人の者が、軍隊あるいは数人の兵士による金銭の没収とか強奪に対して非暴力で抵抗すること、あるいは金銭を取返すことに至っては遙かに困難な事だろう。「そう言った行為に立ち向かう効果的な方法は、まだ発明されていない〔一五九～一六〇頁〕」。確かに、こう言った事態は、武器を持っている場合でも持っていない場合でも起り得ることであつて、ドラマの主題にも良く取り上げられている。受動的抵抗の場合なら説得を基本とするとしても、確かに「効果的な方法」は未発見であろう。

⑧一般市民への食料の供給は、人口稠密な工業地帯では簡単な問題ではない。十分な食料を準備するためには、闘争の間出来るだけ平常通りの仕事の手順を堅持すること〔生産力=購買力の維持〕、占領された領域の封鎖を妨げること、の二点が大切である。〔経済的なボイコットや非協力ではなくて、政治的・社会的・非暴力的抗議

の諸方法を用いることであろう)。

⑨ルールの鉱山労働者たちは、占領軍当局を追い払い、獄中の鉱山施設の重役たちを釈放しようとデモを継続的に打ち続けたが、フランス側には何の影響も与えなかった。またストライキは、抵抗運動からその物的基盤を奪ってしまうから、出来るだけ避けるべきである。しかしながら敵=攻撃者の自国内でゼネストを起こさせ、やむを得ず撤兵させるように働きかけるのは有益であろう。ドイツ政府は一九二三年において占領者の国で(また国際的に)、世論を十分に掻き立てなかったが、実はもっと宣伝・街頭デモ・抗議・告訴を利用すべきであったのだ。[ストライキは出来るだけ回避すべしという提案は妥当であろう。むしろ「怠業」のような闘争方法が良いだろう。また仏/白本国への、国際社会への訴えも、きちんと行うべきであろう。但し勿論、最終的解決力は自分たちの力である]。

⑩もし攻撃者たちがある工業部門を完全に閉鎖したとするなら、失職した従業員たちは、農業、緊急の仕事、救済活動、住宅建設、道路工事、運河建設といった他の仕事で吸収されるべきである。詳細な緊急事態プログラムが、そのような不測の事態に備えて事前に、計画されていなければならない。[重要な提案であろう]。

現代的工業国家の経済は、相互に依存し合っている複雑な網の目であり、全体の経済は、ある中心的地域とか中核的産業の占領によって、麻痺させることが出来る。このことは、もし市民的防衛が効果的であろうとするなら、必ずや解いておかなければならない問題群を作り出す。すなわち(一六〇～一六一頁)、もし、

⑪もし、占領者たちが経済的封鎖を断行するとなれば極めて深刻となる。市民的防衛の最重要な任務は、この封鎖を妨げることである。封鎖の目的は、通常、一般住民を飢えさせて追い出し、そうすることで抵抗運動を打ち破るのである。封鎖を告発する国境・境界

を越えての街頭デモは推奨できる。いよいよ最後の土壇場になったら、一九四八年ベルリン封鎖の時に用いられた「空の橋 air bridge」が、効果的な救済方法となる。

⑫ルール闘争の歴史は、思うに経済的要因が市民的防衛闘争の結果を決定的に決定することを示す出来事であった。しかしそれ以後、こう言った要因にほとんど注意が払われてこなかったのである。

#### 注

- 1) 大井孝『欧州の国際関係一九一九-一九四六：フランス外交の視角から』たちばな出版、二〇〇八、一五三頁。
- 2) Adam Roberts ed., "Civilian Resistance as a National Defence", (Penguin Books, 1967), pp.128-161.
- 3) 受動的抵抗 *passiver Widerstand*、英語の *passive resistance* と同義。抵抗の態度が「受け身」であることを示し「消極的」であることを意味しない。これを「消極的抵抗」とするのは誤りである。
- 4) ワイマル期ルール地方はこの *Freistaat Preussen* 州のライン県 *Rheinprovinz* の所管であった。
- 5) この頃人口三一五万人程、三三九七平方 km。有沢上二八三頁。面積は鳥取県程である。
- 6) 一九二三年一月一〇日のエッセン市の反侵略のデモ行進、一日のライン地方の公務員(上級・中下級公務員)や労働者、一般の勤め人、商店主などの「受動的抵抗」の署名、閉店、冷たく迎える、公共機関・企業などの「空城の計」などは、鮮やかであって、これからの戦いぶりが期待される。
- 7) MICUM : *Mission Interalliée de Contrôle des Usines et des Mines*: ミクム。有沢上三三六頁。
- 8) Friedrich Grimm、一八八八～一九五九。刑事訴訟の弁護士。一九二七年からミュンスター大学教授、一九三三～四五 *MdR*= 帝国議会議員(『新ブロックハウス』)。

- 9) dhm/lemo/biografie/wilhelm-cuno, retrieved 13/6/2015. Cuno-Streiks という。シュプレーはベルリンを貫流する川。
- 10) フォン・ゼークトによる非合法の準軍事組織。ナチの SA、エアハルト海兵旅団、鉄兜

団、オーベルラント義勇軍、ハインツ機関 Organization Heinz など第 6 軍管区司令部所属と言う。アイク II 二二頁以下。有沢上二九五頁。